

# 廃棄物・リサイクル対策部 説明資料

第 59 回総合政策部会  
(平成 23 年 5 月 11 日)

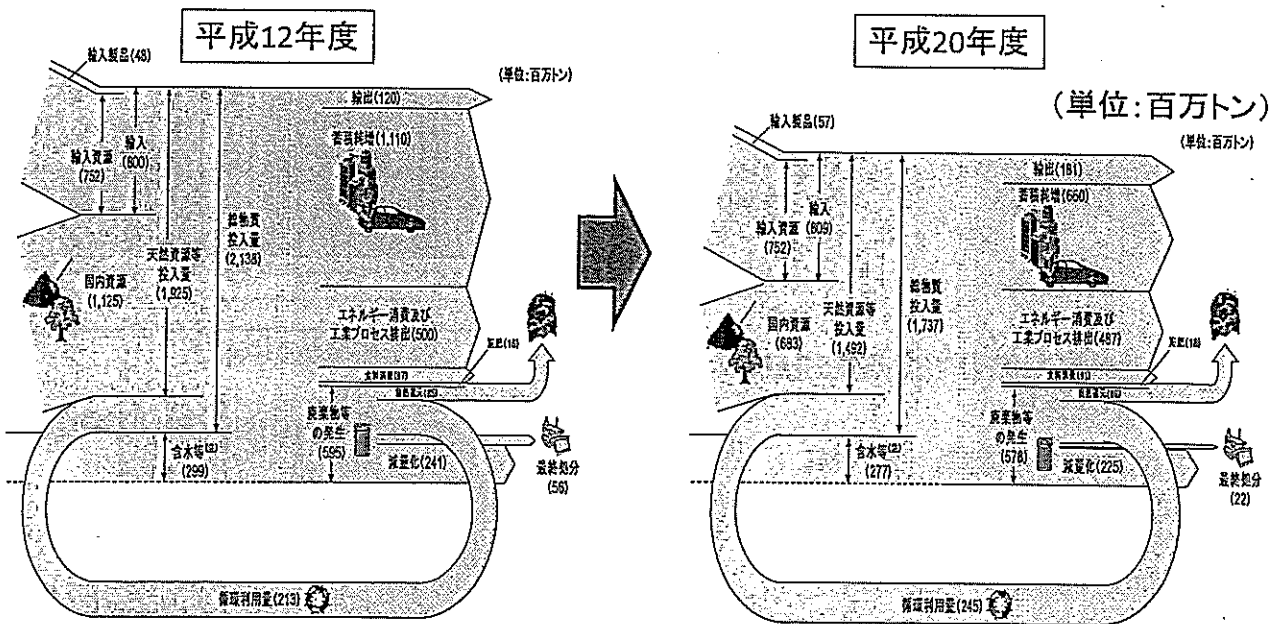
# 目次

1. 廃棄物・リサイクルの現状	… 2
2. 施策等の取組状況と今後の課題	
(1) 法制度	… 8
(2) 一般廃棄物に係る取組	…10
(3) 産業廃棄物に係る取組	…11
(4) 不法投棄等に係る取組	…13
(5) 小型家電リサイクルに係る取組	…14
(6) ライフスタイルの変革に係る取組	…15
(7) 国際的な取組	…16
(8) 第2次循環基本計画の進捗状況の第3回点検報告	…20

# 1. 廃棄物・リサイクルの現状

## 我が国の物質フロー

- 我が国の物質フローは小さく、省資源型となってきた。
- 循環利用量も増加している。



(注) 含水等：産業等での含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

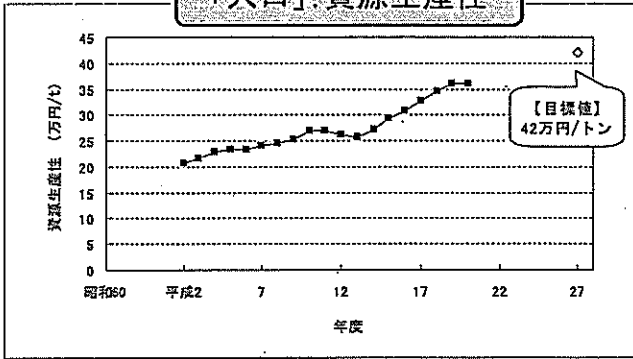
(注) 含水等：産業等での含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

(注) 含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

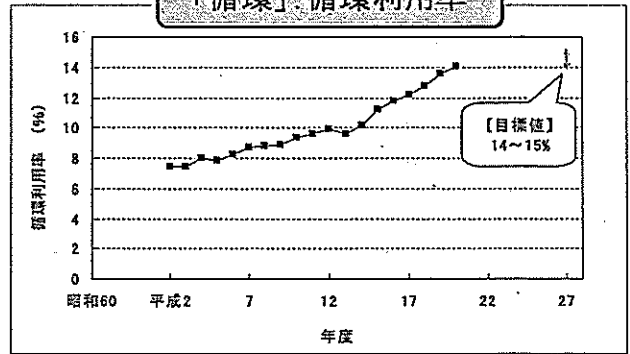
# 物質フロー指標 - 目標を設定する指標 -

- 目標を設定する物質フロー指標については、目標に向けて進捗している。
- 特に、循環利用率、最終処分量については、平成20年度において目標を達成。

「入口」：資源生産性



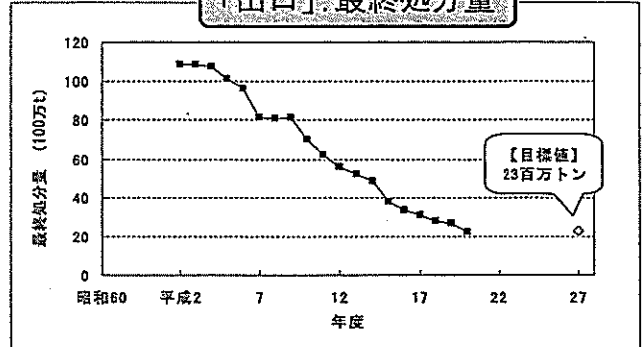
「循環」：循環利用率



各指標は目標に向けて順調に進捗

		27年度 (目標年)	12年度	19年度	20年度	12年度 比
資源生産性	万円/トン	42	26.3 <sup>※1</sup>	36.1	36.1	+38%
循環利用率	%	14~15	10.0	13.5	14.1	+4.2%
最終処分量	一般 (百万トン)	-	11	6	6	▲54%
	産業 (百万トン)	-	44	20	17	▲62%
	合計 (百万トン)	23	56	27	22	▲60%

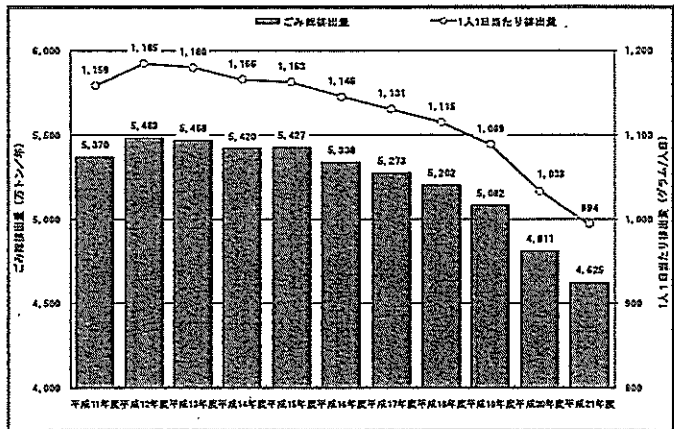
「出口」：最終処分量



## 廃棄物の排出量の推移

▶ 一般廃棄物の排出量は4,625万t  
(平成21年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを5年連続で下まわった。

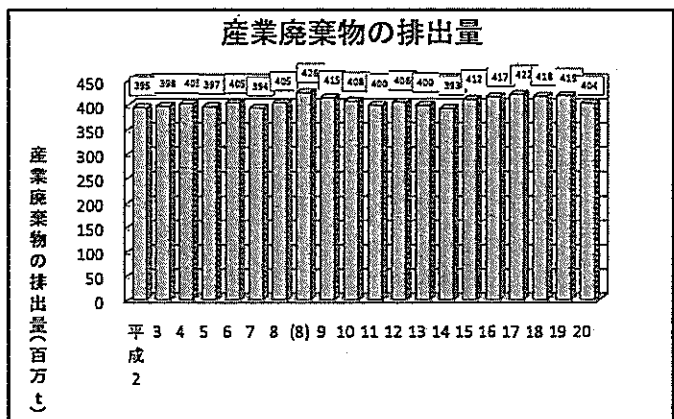


▶ 産業廃棄物の排出量は404百万t  
(平成20年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい。

※1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

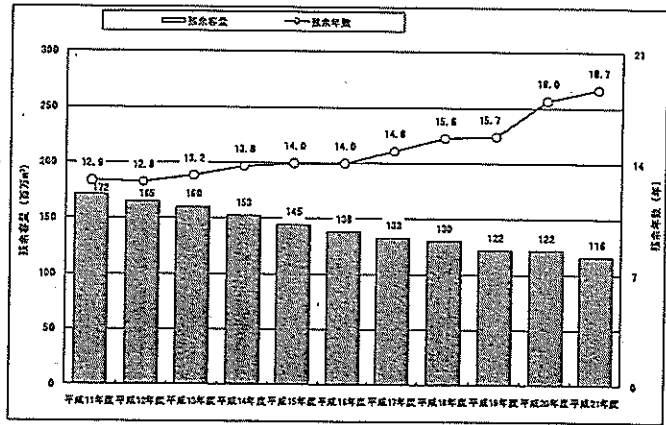
※2: 平成9年度以降は※1と同様の算出条件で算出



# 廃棄物最終処分場のひっ迫

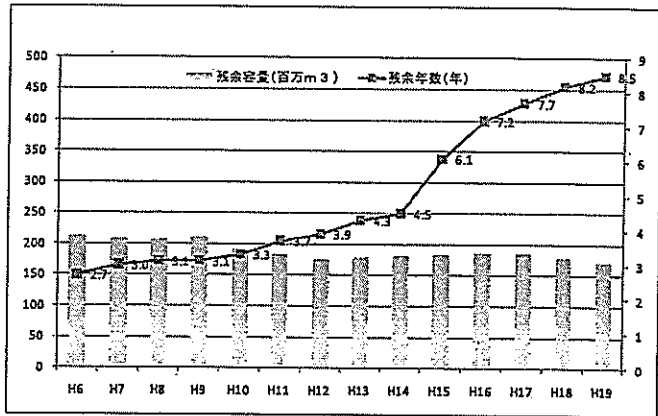
## ▶一般廃棄物の残余年数は18.7年分 (平成21年度)

公共の最終処分場を確保できていない市町村が343(全市町村数1,750の19.6%)



## ▶産業廃棄物の残余年数は8.5年分 (首都圏は3.6年分)(平成19年度)

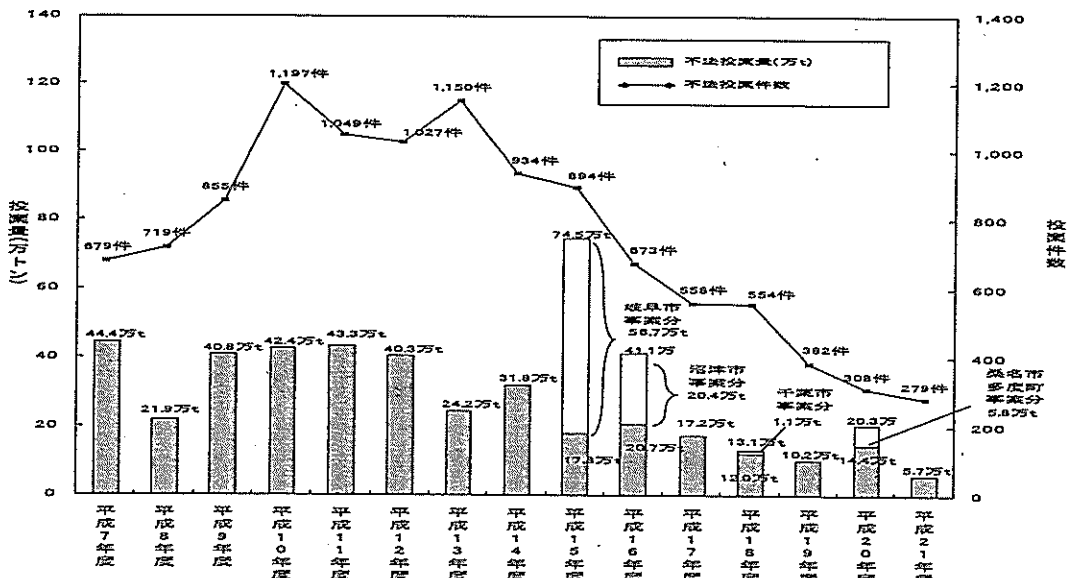
最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成18年度は28施設、平成19年度は42施設(ともに許可件数)と激減



5

# 不法投棄件数及び投棄量の推移 (新規判明事案)

○平成21年度 279件(前年度308件、▲121件)、5.7万トン(前年度20.3万トン、▲14.6万トン)  
○この10年間の傾向としては、件数では減少、量はおおむね減少。



- 注)
1. 不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を累計対象とした。
  2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。  
上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉市事案については、平成10年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。  
上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度茨城県市多摩市事案については、平成18年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
  3. 箱根ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。  
なお、フェロシルトは堤防用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち42カ所で撤去が完了している(平成22年2月15日時点)。

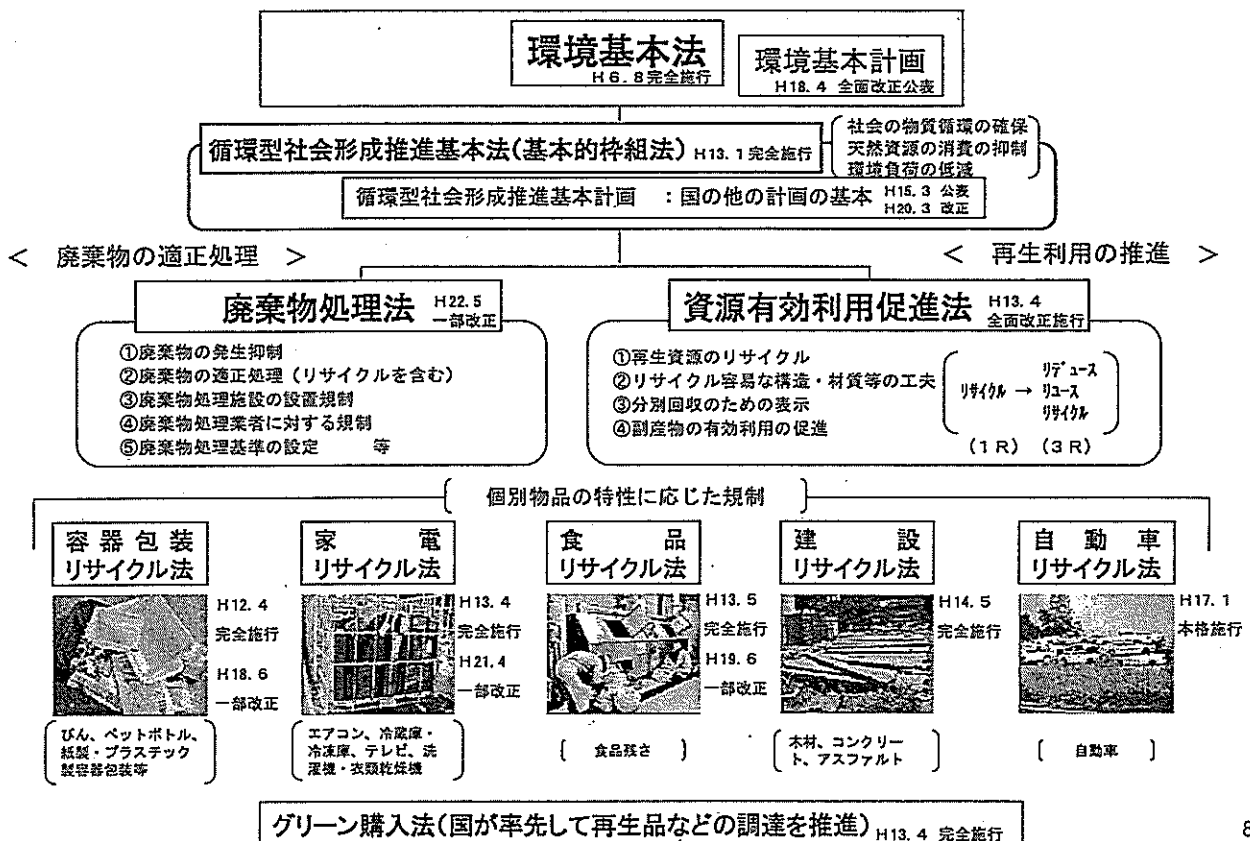
※ 量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

6

# 2. 施策等の取組状況と今後の課題

## (1) 法制度

### 循環型社会を形成するための法体系



# 個別リサイクル法について

	対象物	仕組み	実績
容器包装 リサイクル法 (平成7年6月制定) (平成18年6月改正)	・スチール缶、アルミ缶、ガラスびん ・段ボール、紙パック、紙製容器包装 ・ペットボトル、プラスチック製容器包装	①消費者が分別排出、②市町村が分別収集、 ③事業者がリサイクルすることを法定。	平成20年度の自治体による分別収集実施率は、 ・缶、びん、段ボール、ペットボトルは9割以上。 ・紙パック、プラスチック製容器包装は約7割。 ・紙製容器包装は約4割。
家電 リサイクル法 (平成10年6月制定) (平成21年4月改正)	・エアコン ・テレビ ・冷蔵庫・冷凍庫 ・洗濯機・衣類乾燥機	製造業者等に引取り・再商品化等、小売業者に引取り・引渡しを義務付け。	再商品化率は、エアコン88%、ブラウン管式テレビ86%、液晶・プラズマテレビ74%、冷蔵庫・冷凍庫75%、洗濯機・衣類乾燥機85%。(平成21年度)
建設 リサイクル法 (平成12年5月制定)	・コンクリート ・コンクリート及び鉄からなる建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート塊	一定規模以上の建設工事について、受注者に対し、建設資材の現場での分別・再資源化等を義務付ける。	再資源化等率は、アスファルト・コンクリート塊98.4%、コンクリート塊97.3%、建設発生木材89.4%。(平成20年度)
食品 リサイクル法 (平成12年6月制定) (平成19年6月改正)	製造、流通、外食等の食品関連事業者から排出される食品廃棄物	食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等に係る目標達成に向けた取組を求める。	再生利用等実施率は、食品製造業81%、食品卸売業62%、食品小売業35%、外食産業22%、食品産業全体54%。(平成19年度)
自動車 リサイクル法 (平成14年7月制定)	使用済自動車に含まれるシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類 (※鉄スクラップは市場で有価となるため再資源化の対象物品ではない)	使用済自動車から発生する自動車破砕残さ等は、自動車製造業者等に引取り及びリサイクル等を義務付け。	自動車製造業者等による再資源化率は、シュレッダーダスト77.5～82.1%、エアバッグ類93.2～100%。(平成21年度)
資源有効利用促進法 (平成12年6月制定)	・パソコン ・小形二次電池(密閉形蓄電池)	業種や製品等を指定し、製造事業者等による自主的な回収・リサイクルを促進。	再資源化率は、デスクトップ型パソコン77%、ノート型パソコン57%。小形二次電池の再資源化率はニカド電池74%、ニッケル水素電池77%。(平成21年度)

9

## (2)一般廃棄物に係る取組

### 一般廃棄物政策

#### 循環型社会形成推進交付金による基盤設備

- 一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、市町村が廃棄物処理施設の整備を進めてきている。
- 施設整備には一時的に多大な費用が必要であることから、市町村の地域性と自主性を尊重しつつ、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設を整備し、循環型社会の形成を図ることを目的として「循環型社会形成推進交付金」を設けている。

(交付率は原則1/3、先進的なものは1/2。平成22年度予算:522億円)

(平成22年度予算:522億円、平成23年度予算案:466億円)

#### 災害廃棄物対策等について

- 災害により被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧に要する費用、及び、市町村が実施した災害廃棄物の収集・運搬及び処分に要した費用に対して、国庫補助を実施している。
- (補助率1/2)
- また、海岸保全区域外の海岸へ大量に漂着したごみを市町村が収集、運搬及び処分する場合も、国庫補助の対象としている。

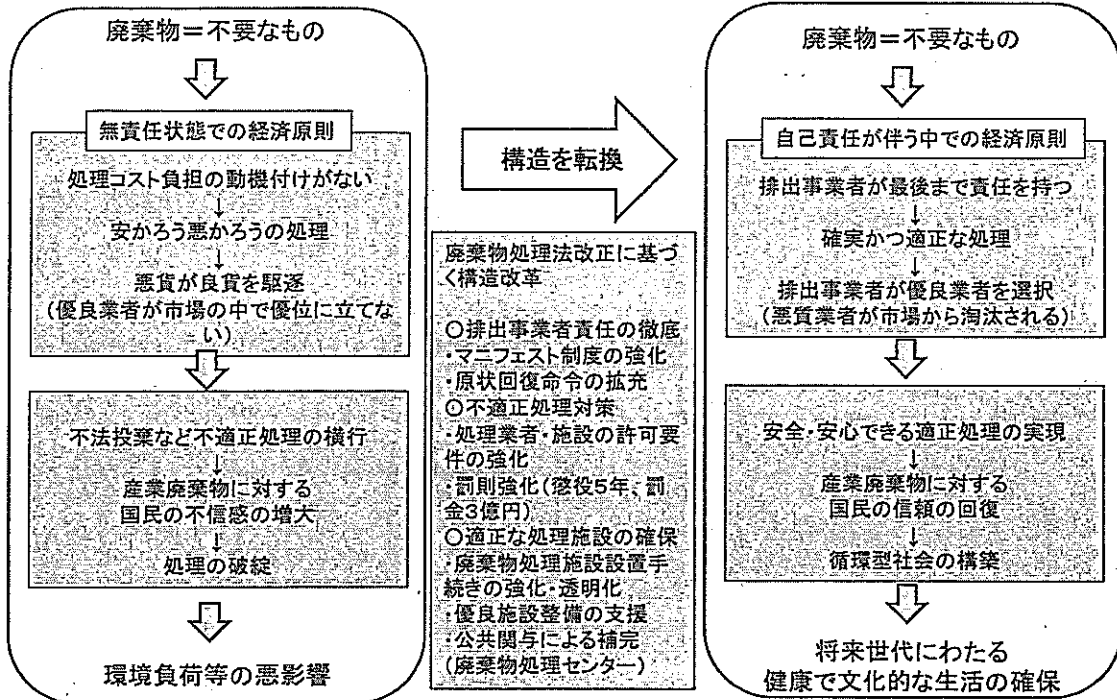
### (3) 産業廃棄物に係る取組

#### 産業廃棄物政策(廃棄物処理法の改正)

平成9年以降、排出者責任の強化、処理業者の許可要件の強化など累次の廃棄物処理法の改正を行ってきた。平成22年5月には、排出事業者が行う産業廃棄物の保管の事前届出制度の創設、不法投棄等に関する罰則の強化等の内容とする法改正を行った(H23.4.1施行)。改正法の施行に向けた準備として、12月に改正令が公布され、1月には改正省令が公布された。

廃棄物処理の構造的な問題

PPP(汚染者負担原則)に基づくべき姿



11

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)

平成22年5月19日公布

#### 1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。  
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。  
※現行法では、1億円以下の罰金。

#### 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

#### 3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。  
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

#### 4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。  
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

#### 5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。  
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

#### 6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行日】

平成23年4月1日

12